

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和7年11月18日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

國民年金関係 0件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

國民年金関係 0件

厚生年金保険関係 1件

(3) 年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

國民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2500373 号
厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2500063 号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成29年5月31日は10万円、同年11月29日は25万円に訂正することが必要である。

平成29年5月31日及び同年11月29日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年5月31日及び同年11月29日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和47年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成29年5月31日
② 平成29年11月29日

厚生年金保険の記録では、請求期間①及び②にA社から支給された賞与が、年金給付に反映されない標準賞与額として記録されているので、当該賞与を年金給付に反映される標準賞与額として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された賞与明細書及びA社の回答により、請求者は、同社から請求期間①は10万円、請求期間②は25万円の賞与の支払を受け、当該各期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答している一方、請求者の当該各期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に請求者の当該各期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出した旨回答していることから、年金事務所は、請求者の当該各期間の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2500275 号
厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2500062 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 41 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成元年 5 月 1 日から平成 4 年 1 月 16 日まで

私は、昭和 63 年 11 月頃又は同年 12 月頃に A 社に入社し、当初はアルバイト従業員として勤務していたが、平成元年 5 月 1 日にアルバイト従業員から特別社員（パート社員）に変更となり、以降、平成 15 年 9 月に退職するまで特別社員として勤務した。

しかし、年金記録によると、A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が平成 4 年 1 月 16 日とされているので、当該取得年月日を、私が特別社員となった平成元年 5 月 1 日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が請求期間において、請求対象事業所に勤務又は在籍し、厚生年金保険の被保険者となる要件を満たしていたことが認められた上で、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることが要件とされているところ、A 社から提出された人事台帳及び同社の回答により、請求者は請求期間において、同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A 社の担当者は、請求者の請求期間に係る勤務状況について、資料を保管しておらず不明である旨陳述しており、同社は、請求者の厚生年金保険被保険者の資格取得に係る届出の事実を確認できる資料は保存期間経過のため提供できないとしながらも、請求者に係る人事台帳に、健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格取得年月日が 1992 年（平成 4 年）1 月 16 日と記載されていることなどから、請求者の請求期間については、厚生年金保険被保険者とする届出を行っておらず、請求者の請求期間に係る給与からは厚生年金保険料を控除していない旨回答している。

また、B 健康保険組合は、請求者の同健康保険組合における被保険者資格取得年月日は、平成 4 年 1 月 16 日と回答しており、請求期間において請求者は被保険者となっていないところ、当該回答から、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者資格を満たす勤務状況であったことを確認することはできない。

さらに、請求者は、A 社に入社後、退社まで同社 C 店 D 部に所属し、E 事業所に勤務した後、F 事業所に勤務した旨陳述しているところ、請求者が同僚として名前を挙げた者又は請求者から提出された当時の住所録に氏名の記載がある者のうち、連絡先が判明した者に照会を行ったが、回答があった者からは、請求者の請求期間における厚生年金保険の加入の取扱いについて、具体的に確認又は推認できる回答又は陳述は得られなかった。

このほか、請求者は請求期間に係る給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに、請求者

の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。